

令和6年(2024年)第3回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年3月21日(木)午後2時00分から午後2時35分

2 開催場所 ニセコ町役場 3階 町民ホール

3 出席委員(12人)

会長	12番	荒木	隆志		
会長職務代理者	8番	大野	智美		
委員	1番	大田	和広	2番	佐々木 淳
	3番	高橋	洋	4番	大橋 敏範
	5番	倉下	きよみ	6番	久保 正人
	7番	笹塚	成之	9番	長井 修
	10番	佐藤	寛樹	11番	山崎 常雄

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 報告第1号 農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について

第5 報告第2号 農地所有適格法人の要件確認について

第6 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第7 報告第4号 農地等使用貸借の解約について

第8 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第9 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第10 議案第3号 農用地利用関係調整員の指名について

6 傍聴人 なし

7 農業委員会事務局職員

事務局長 中川 博視 農地係長 佐藤 篤

8 会議の概要

議 長

ただいまの出席委員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年、第3回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により議長において、

4番大橋敏範君、5番倉下きよみ君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の中川事務局長と佐藤係長を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告をいたします。

令和6年、第2回総会以降の会長及び代理の動静について報告いたします。

その内容は別紙動静書のとおりであります。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4、報告第1号「農地法第3条第6項の規定による農地利用状況報告の受理について」の件

日程第5、報告第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件

日程第6、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について」の件

日程第7、報告第4号「農地等使用貸借の解約について」の件

を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 報告第1号の朗読と説明】

事務局

1件の報告がありました。

令和5年12月から令和15年11月の契約期間で解除条件付き賃貸借の、許可を受けた件について、報告書の提出がありましたので報告します。

約4.5ヘクタール借りており、牧草の作付けが行われ約5トンの生産で、反収約1.1トンとなっています。

図面を5ページに添付しております。

以上で報告第1号の朗読と説明を終わります。

**【事務局 報告第2号の朗読と説明】**

1件の報告がありました。

法人形態、売上高、構成員要件、役員の従事要件など全ての要件を満たしております。

要件確認書は、7ページに添付しております。

以上で、報告第2号の朗読と説明を終わります。

**【事務局 報告第3号の朗読と説明】**

1件の報告がありました。

貸手、借手からなる通知者・地番・面積等についてはご覧のとおりです。

貸手、借手による合意解約に至ったもので、合意後即日農地返還となった事案のため、農地法第18条第1項第2号による許可の必要ありません。

対象地の図面は9ページに添付しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

**【事務局 報告第4号の朗読と説明】**

所有者、地番、面積等はこちらのとおりです。

この後の議案第2号でご審議いただく賃貸借の許可を受けるため解約したものです。

なお、使用貸借の解約は農地法では制限されておられません。

対象地の図面は11ページに添付しております。

以上で報告第4号の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

**【発言なし】**

**【発言ありの場合は指名する】**

それでは、ただ今の報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

それでは、ただ今の報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【発言なし】 【発言ありの場合は指名する】

特に発言がないようですので、報告第1号から報告第4号を報告済とします。

日程第8、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第1号の朗読と説明】

事務局

本件は、3種農地における駐車場及び資材置場として所有者ご本人が農地以外への利用目的による農地法第4条申請です。

農地法第4条調査書を13ページから16ページに、現状の土地区画図面を17ページに、土地利用図を18ページに、位置図及び周辺農地の図面を19ページに添付しております。

3種農地につきましては原則転用は可能です。

この土地については、住宅地内に存在する429㎡の農地で近隣は集合住宅や寺院、会社の倉庫、中学校のグラウンドが隣接しており農振整備計画等に何ら影響を及ぼすことの無い場所です。また、近くに代替え用地等はないことから許可相当であると考えます。事業計画によって近隣集合住宅等の住民の駐車場の確保など利便性が図られます。

以上で、議案第1号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

○ 番

発言を求めます。

議 長

発言してください。

○ 番

図面17ページ、18ページ、位置図の19ページを見て、道路から申請地までの道路や通路が確認できないが大丈夫なのか。

事務局

本件は4条転用であることから、道路から申請地に至る経路は自己所有地を経路とすることから問題は無いものと考えています。

○ 番

了解しました。

議 長

他に質疑はありませんか。

**【「質疑なし」の声あり】**

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

次の議案第2号については、大野委員の関係者が係わる案件が含まれています。議案第2号審議中、大野委員は議事に参加しないでください。

日程第9、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

**【事務局 議案第2号の朗読と説明】**

事務局

本案については、権利の新規設定が3件で80,174.47㎡、権利の再設

定が4件240,098㎡です。

番号1番、5番、6番の3件は従前の契約を引き継いだ再設定です。面積・契約期間・契約金額について従前どおりです

番号4番も権利の再設定ですが、契約期間が10年に変更されたもので、期間以外は従前どおりとなっています。

番号2番、3番、7番は新規の権利設定です。

2番は10a当たり単価8,000円で、10年間の契約期間となっております。

3番は10a当たり単価7,000円で、5年間の契約期間となっております。

7番は10a当たり単価7,000円で、1年間の契約期間となっております。また、7番のこの契約については報告第4号で解約の報告をしました事案でした。

調書を23ページから29ページに番号の順番に添付しております。

図面も30ページから40ページに同じように順番に添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10、議案第3号「農用地利用関係調整員の指名について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 議案第3号の朗読と説明】

事務局

ご覧のとおり2件のあっせんの申出がありましたので、地区担当委員を主任に隣接地区委員を委員に指名するものです。

図面は39ページと40ページに添付しております。

以上で、議案第3号の朗読と説明を終わります。

議長

これより、議案第3号「農用地利用関係調整員の指名について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「農用地利用関係調整員の指名について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第11、追加議案第1号「令和6年度の活動目標について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加議案第1号の朗読と説明】

事務局

最適化活動の目標については、先月の協議会でお示ししたとおりです。

10日間の活動をするということで目標としています。会合などでの日頃の会話の中での相談も活動実績になりますのでメモ等をもって事務局に報告願

いします。

令和5年度から農地法の改正により、目標設定の期日が定められました。そのことによって毎年4月1日までに目標設定が必要となったことによる本総会での決定のための審議をお願いいたします。

令和6年度の目標を3ページから5ページに、令和5年度の目標との対照表を6ページから9ページにつけておりますのでご覧ください。

以上で、追加議案第1号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第1号「令和6年度の活動目標について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第1号「令和6年度の活動目標について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第12、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

【事務局 追加議案第2号の朗読と説明】

事務局

本案については、権利の新規設定が2件で89,298.04㎡です。

番号1番は10a当たり単価10,000円で、4年間の契約期間となっております。

2番は10a当たり単価7,000円で、1年間の契約期間となっております。

調書を12ページから13ページに順番に添付しております。

図面も14ページから15ページに順番に添付しております。

以上で、議案第2号の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に

よる農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。  
本案については、討論のないものと認め、省略いたします。  
これより、追加議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

これをもって、令和6年3月21日、第3回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年3月21日

議 長 荒 木 隆 志

署名委員 議席 4 番 大 橋 敏 範

署名委員 議席 5 番 倉 下 きよみ